

船舶事故調査報告書

平成30年11月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年3月18日 10時10分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市喜入港北方沖 J X喜入石油基地船だまり東防波堤灯台から真方位350° 2.6海里付近 (概位 北緯31° 26.2′ 東経130° 31.9′)
事故の概要	プレジャーボートみずき丸は、漂流中、また、プレジャーボート錦江丸IIは、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年3月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート みずき丸、5トン未満（長さ5.82m） 295-41865鹿児島、個人所有 B プレジャーボート 錦江丸II、0.4トン 295-44842鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	A 軽傷 2人（船長A、同乗者） B なし
損傷	A 右舷船尾部外板に亀裂 B 船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、喜入港北方沖において、船首を東方に向けて船外機を中立運転として漂流し、船長Aが左舷船首部付近で、同乗者Aが左舷船尾部付近で、それぞれ左舷方を向いて釣りを開始した。</p> <p>船長Aは、B船に気付いた同乗者Aから知らせを受け、A船の右舷方から接近するB船を認めたが、ふだんからA船の近くを航行する他船が漂流中のA船を避けてくれていたので、B船が漂流中のA船を避けると思い、漂流を続けた。</p> <p>船長Aは、B船が針路及び速力を変えずに接近するので、危ないと思って操舵席に向かい、船外機のクラッチレバーを前進に操作したが間に合わず、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、海中に投げ出された船長Bを救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、船長Aが両船の損傷を確認した後、自力で航行して喜入港</p>

	<p>に帰港した。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、病院に搬送され、船長Aが右手部打撲挫創、同乗者Aが全身打撲傷とそれぞれ診断された。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、17～18ノットの対地速力で喜入港北方沖を北北西進していた。</p> <p>B船は、船長Bが、船首方約900mにA船を視認したが、もう少し接近してからA船を避けるつもりで、魚群探知機の水深を見ていたところ、A船と衝突して転覆した。</p> <p>B船は、巡視艇にえい航されて喜入港に帰港した。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、B船が漂流中のA船を避けると思い、漂流を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだんからA船の近くを航行する他船が漂流中のA船を避けていたことから、B船が漂流中のA船を避けると思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、喜入港を北北西進中、船長Bが魚群探知機の水深を見ていて見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、喜入港北方沖において、A船が漂流中、B船が北北西進中、船長Aが漂流を続け、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、他の作業を極力控え、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂流中であっても、接近する他船の動向に注意し、他船と衝突のおそれがある場合には、有効な音響による信号を行い、余裕のある時機に移動するなどの措置を講じること。